

山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

（目的）

第2条 委員会は、山形県沿岸の海岸保全区域及び一般公共海岸区域を対象に、海岸の保全に関する基本的な事項及び、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「山形沿岸海岸保全基本計画」について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、計画の変更等必要に応じて県土整備部長が設置する。

- 2 委員会の委員は、学識経験者・市民団体・地域関係者等の中から県土整備部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は委員会設置年度末までとし、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は委員会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができる。

（運営等）

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、団体・組合の代表委員については、代理出席を認める。
- 3 委員会は公開とし、その方法は別に定める傍聴規定による。会議で用いた資料等についても同様に公開とする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。